

PCB廃棄物の処分期限が迫っています。 早く処分を進めてください！

電気・照明機器にPCBが含まれていたら、県まで連絡をお願いします。

※PCBは「ポリ塩化ビフェニル」の略です。



コンデンサー



トランス（変圧器）

【確認の仕方】

○電気機器の変圧器やコンデンサを使用している場合は、会社の電気主任技術者または東北電気保安協会（電気主任技術者業務を東北電気保安協会に委託している場合に限る。TEL019-631-2552）に相談してください。

通電中は感電の恐れがあり危険です。銘板は、必ず電気保安技術者が確認してください。



蛍光灯（業務用）の安定器

業務用・施設用の照明器具を使用している場合で、
建物を建築した時期が昭和52年3月以前のもの

【確認の仕方】

○安定器は、昭和52年3月までに建築・改修された建物や屋外の照明器具（蛍光灯、水銀灯、低圧ナトリウム灯など）に使用されている可能性があります。照明機器のメンテナンスをお願いしている電気店に相談等してください。

※PCBが含有する安定器か自分で確認する場合

安定器に貼付された銘板に記載されているメーカー、型式・種別、性能（力率）、製造年月等の情報から判別することができますので、詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照してください。（<https://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>）

PCBは電気機器等の絶縁油として広く使われてきましたが、有害であることが判明したため、昭和47年以降、製造や新たな使用は禁止されました。



急いで確認し、県まで
連絡してください！



健康被害が出る
おそれがあります！



処分しないと罰則！



まもなく
処分できなくなる！

— 詳しくは裏面をご確認ください。 —

1 岩手県内のPCB廃棄物の処分先と処分期限について

- ・PCB廃棄物は定められた期限を過ぎると処分することができなくなります。
- ・国際条約と法律でPCB廃棄物の処分は義務付けされており、定められた期限までに処分をしないと罰則の対象となります。

	高濃度PCB廃棄物 ※PCB濃度が0.5%（＝5,000ppm）を超えるもの	低濃度PCB廃棄物 ※PCB濃度が0.5%（＝5,000ppm）以下のもの、 可燃性PCB汚染物は10%（＝100,000ppm）以下のもの
処理先	○中間貯蔵・環境安全事業株式会社 北海道事業所（JESCO） 電話 03-5765-1197	○無害化処理認定施設等 ※下記一覧表を参照のこと
期 限	○変圧器・コンデンサー等 令和4年3月31日まで ○安定器及び汚染物等 令和5年3月31日まで	○全て 令和9年3月31日まで
料 金	上記JESCOにご確認ください。	下記各施設にご確認ください。

※収集運搬委託先は（一社）岩手県産業資源循環協会（Tel019-625-2201）にご相談下さい。

事業者名 （低濃度PCB廃棄物処理） ※東北に所在するもの （洗浄施設を除く。）抜粋	所在地	廃棄物の種類			
		廃油	トランス・コンデンサー等	その他汚染物	処理物
株式会社クレハ環境 Tel 0246-63-1231	福島県いわき市	○	○	◎	○
エコシステム秋田株式会社 Tel 0186-46-1500	秋田県大館市	○	○	◎	○
ユナイテッド計画株式会社 Tel 018-877-3027	秋田県秋田市	○	○	○	○
エコシステム小坂株式会社 Tel 03-6847-7011	秋田県鹿角郡			○	○
東京鐵鋼株式会社 Tel 0178-28-9191	青森県八戸市	○	○	○	○

※◎は10%以下の可燃性PCB汚染物の処理が可能な施設

2 処理費用の融資制度や費用割引制度について

(1) 日本政策金融公庫による融資制度

「環境・エネルギー対策資金（PCB廃棄物処分関連）」の融資対象となります。

詳しくは日本政策金融公庫盛岡支店（Tel019-623-6125）にお問い合わせください。

(2) 中小企業者等に向けた割引制度

高濃度PCB廃棄物を処分する場合は、処分費用の軽減措置があります。

（中小企業：70%、個人・破産者：95%）

詳しくはJESCO（Tel03-5765-1935）にお問い合わせください。

【お問い合わせは、県庁資源循環推進課またはお近くの振興局廃棄物担当まで】

県庁資源循環推進課 電話 019-629-5366 FAX 019-629-5369